

- 企画名： 「福島の子どもたちを守るために私たちにできること  
～具体的行動を起こしていこう～」 (「避難の権利」)
- 実施日時： 1月15日(日) 11:50~13:20
- 実施場所： パシフィコ横浜会議センター 2F 211+212
- 登壇者： 阪上武(福島老朽原発を考える会)  
満田夏花(国際環境 NGO FoE Japan)  
吉野裕之(子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク)
- 参加人数： 約120名
- 文責： 満田夏花(国際環境 NGO FoE Japan)

本集会は、自主的避難に関する賠償指針の問題や、放射線量の高い福島市・渡利地区の状況などを共有し、福島の子どもたちを守るために、私たちが具体的に何ができるのか、「わたり土湯ぽかぽかプロジェクト」を事例に話し合いました。

まず、福島老朽原発を考える会の阪上武さんが、自主的避難の賠償問題について報告しました。「12月6日の原子力損害賠償紛争審査会において、中間指針追補が決まり、自主的避難者等に対する賠償方針が定まりました。追補は、賠償の対象地域を、福島県の県北・県中・いわき・相双の市町村とし、避難者にも、残留者にも、子どもと妊婦で一人一律定額40万円、それ以外の人については一人一律定額8万円を支給するとしています。追補には問題点が多くあります。線量基準を設けず、一律同額にこだわったところから、根拠があいまいで、避難区域内からの避難者に比べても不利な内容となっています。その一方で、東電への個別請求による全面賠償を勝ちとる道を残すものとなっています。」

続いて、避難問題の最前線、福島市の渡利地区について、FoE Japanの満田から報告しました。「渡利地区では早い段階から放射能汚染が深刻でしたが、放置されてきました。

8月下旬、国はようやく、同地区での詳細調査を実施しました。しかし、この詳細調査は、10分の1ほどの世帯しかカバーしていませんでした。9月、私たちが実施した調査では、渡利全域で、空間線量が依然として高い水準にあることのみならず、深刻な土壌汚染の実態が明らかになりました。10月8日、国と市は、住民説明会を実施し、渡利地区を特定避難勧奨地点には指定しないことを告げました。住民たちは怒りました。「国の調査は一部世帯のみ」「除染はいついつ始まるのか、明らかでない状況ではないか」「子ども・妊婦の避難だけでも促進すべき」——。国および市には、住民たちの要請や疑問に明確に答えませんでした。

いまこのときにも渡利の子どもたちは高い放射線量の中で通学し、遊び、生活しています。せめて除染の効果がでるまで、子どもたちの避難・疎開・保養を進めることが重要です。

「わたり土湯ぽかぽかプロジェクト」は、そんな状況を踏まえて発足しました。

近隣の線量が低い土湯温泉に、子どもたちの一時避難を実現させます。私たちはこのプロジェクトを進めると同時に、引き続き、国の避難政策の問題点を訴えていきます。」

参加者からは、「具体的な行動を起こしていこう」「情報共有が重要」「何が必要なのかをわかりやすく伝えるべき」などの意見が出されました。また、会場内でカンパが集められ（約6万円）、全額、「わたり土湯ぽかぽかプロジェクト」に寄付されました。

